

## 「民泊サービス」における生活環境の保持等に関する実施要領

### 1 目的

この要領は、「民泊サービス」を行う者が講ずべき措置等を定めることにより、「民泊サービス」の用に供される施設に宿泊する者（以下「宿泊者」という。）が当該施設の周辺の地域の住民（以下「周辺住民」という。）の生活環境の保持を図ることを目的とする。

### 2 定義

この要領において「民泊サービス」とは、住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用若しくは宿泊者が当該施設に滞在している間に営業者（従業員を含む）が施設に滞在せず宿泊サービスを提供するものをいう。

### 3 適用対象

この要領は、「民泊サービス」を行う者のうち、旅館業法第3条第1項の許可を受け、同法の第2条第3項に規定する簡易宿所営業を行う者を対象とする。

### 4 「民泊サービス」を行う者の責務

「民泊サービス」を行う者は、次に掲げる措置を講じること。

- (1) 宿泊者が遵守すべき次に掲げる事項を、当該「民泊サービス」の用に供する施設の目に触れる場所に掲示する等の方法により、宿泊者に周知すること。
  - ア 宿泊者が大声又は騒音を発することその他当該「民泊サービス」の用に供する施設の周辺住民の生活環境を悪化する行為の防止に関すること。
  - イ 適正な廃棄物の処理の方法に関すること。
  - ウ 防火に関すること。
  - エ 火災等の緊急に対処すべき事態が発生した場合におけるその対処に関すること。
  - オ 衛生管理に関すること。
- (2) 「民泊サービス」を行う施設若しくはその周辺の地域において生活環境を悪化する行為を行い、又は行うおそれのある宿泊者が生じないようにすること。
- (3) (2)に掲げる宿泊者がいる場合においては、当該宿泊者に対し、(2)に掲げる行為を中止し、又は行わないよう求めること。
- (4) 「民泊サービス」を行うに際して苦情を受け付ける窓口を設置し、当該苦情に対し、適切に対応すること。
- (5) (4)に掲げる苦情対応のために、施設外から見やすい位置に施設名、営業者名及び苦情受付連絡先（24時間対応）を記載した標識を設置すること。

### 5 周辺環境の保持等を図るための措置

- (1) 「民泊サービス」を行おうとする者は、あらかじめ、当該宿泊の用に供しようとする施設の管理組合又は当該施設が所在する地域の自治会に対する説明会の開催その他の方法により、当該施設の周辺住民に対して次に掲げる事項を周知するため必要な措置を講ずること。
  - ア 「民泊サービス」を行おうとする者の氏名又は名称、住所又は所在地並びに電話番号
  - イ 「民泊サービス」の用に供しようとする施設の所在地

ウ 4-(1)・(2)の規定により講ずる措置の方法及び当該措置の内容

エ 4-(4)の規定により設置する苦情を受け付ける窓口の電話番号及びその他の連絡先

- (2) (1)の場合において、当該「民泊サービス」の用に供しようとする施設が当該「民泊サービス」を行おうとする者の所有でないときは、当該者は、当該施設の所有者に対して(1)に掲げる事項を通知すること。
- (3) 「民泊サービス」を行おうとする者は、(1)の措置を講じた後、(1)に規定する措置を講じた旨及び通知した旨を証する書面を県に提出すること。
- (4) 「民泊サービス」に供する施設が当該「民泊サービス」を行おうとする者の所有でないときは、賃貸借契約を、また、共同住宅で規約が存在する場合は、その規約の写しを県に提出すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に「民泊サービス」を行っている者については、「民泊サービス」を行おうとしているものとみなして、5の規定を適用する。この場合において、5-(1)中「あらかじめ」とあるのは「速やかに」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に「民泊サービス」を行っている者については、「民泊サービス」を行おうとしているものとみなして、5の規定を適用する。この場合において、5-(1)中「あらかじめ」とあるのは「速やかに」とする。ただし、すでに当該措置を講じた者についてはこの限りではない。